

にほんごステップアップ教室運営等委託事業者提案募集要項

標記委託業務に係る契約を締結するに当たり、下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1 業務目的

来日直後等により、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣の指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」(以下「教室」という。)を運営する。

2 委託件名

にほんごステップアップ教室運営等委託（債務負担行為）

3 業務内容

教室運営等に係る以下の業務について委託することとし、その詳細については「にほんごステップアップ教室運営等委託事業者提案依頼書」を参照すること。

- (1) 教室新規開設に向けた準備作業（金町教室）
- (2) 教室運営に向けた準備作業（高砂教室、新小岩教室、金町教室）
- (3) 教室運営（高砂教室、新小岩教室、金町教室）
- (4) 教室運営の業務管理（高砂教室、新小岩教室、金町教室）
- (5) 区が開催する日本語指導に関する会議体への参加協力

4 履行期間

令和8年5月下旬から令和13年8月31日まで
(教室の開室は令和8年9月1日とする。)

5 提案限度価格

(1) 提案限度価格

240,154,145円（税込）

委託料の各年度の限度額は以下のとおりとする。

令和8年度	31,875,030円
令和9から12年度	48,023,690円
令和13年度	16,184,355円

(2) 注意点

- ア 契約期間は、準備期間を含め約5年間を想定している。約5年間で想定されるコストのうち教室準備以外については、イニシャルコストが発生しないことを前提とする。
最適なコストで指導が実施され、特定の年度に費用負担や業務負荷が集中するような提案は避けること。
- イ 各年度の予算執行は、当該年度の葛飾区議会定例会において審議される予算成立をその条件とする。

6 参加資格

プロポーザル参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 申込日から最優秀提案者の決定までの間、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 339 号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）期間中でないこと。
- (4) 申込日から最優秀提案者の決定までの間、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 募集開始日前 2 年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- (7) 全ての税について滞納がないこと。

7 参加受付

- (1) 受付期間
令和 8 年 2 月 9 日（月）9 時から令和 8 年 3 月 2 日（月）正午まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式 1）
 - イ 入札参加資格登録受付票（東京電子自治体共同運営電子調達サービス）の写し
 - ウ 会社（団体）概要（経歴書）
※ 様式任意。
 - エ 直近三期分の損益計算書及び貸借対照表
※ 様式任意。Excel 形式又は PDF 形式で提出すること。可能であれば Excel 形式で提出すること。
- (3) 提出方法
葛飾区教育委員会事務局総合教育センター教育支援課宛て（「17 提出先・問い合わせ先」参照）に、電子メール又は郵送により送付すること。各種様式は、葛飾区ホームページに掲載する。
 - ア 電子メールによる場合
電子メールのタイトルを「【参加申込】にほんごステップアップ教室運営等委託・会社（団体）名」とすること。
 - イ 郵送による場合
送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、「(2)エ 直近三期分の損益計算書及び貸借対照表」については、DVD-ROM 等に格納し、データで送付すること。
- (4) 受付
区による受付後は、受領した旨を電子メールにて通知する。
※ 参加資格を満たす場合の通知は「8 提案書提出者の選定」にて行う。

8 提案書提出者の選定

提出された参加申込書を審査した結果、参加資格を満たすと認めた場合は、その旨を電子メールにより通知する。また、参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載し、電子メールにより通知する。

9 提案内容

本件に関する提案については、本募集要項及び「にほんごステップアップ教室運営等委託事業者提案依頼書」に基づき作成すること。

10 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年3月11日（水）9時から令和8年3月25日（水）正午まで（必着）

(2) 提出書類

ア 提案書 正本（要押印）

A4判横書き両面印刷とし、表紙と目次を含めず30頁以内とすること。

1通提出すること。

イ 提案書 副本（社名や製品名等、提案者名が特定できる表記がないもの）

A4判横書き両面印刷とし、表紙と目次を含めず30頁以内とすること。

20通提出すること。

ウ 提案様式1_にほんごステップアップ教室運営等委託に係るライフサイクルコスト（見積書）

1通提出すること。

エ 提案様式2_にほんごステップアップ教室等機能要件適合表

1通提出すること。

オ 提案様式3_導入実績回答票

1通提出すること。

(3) 提出方法

ア 葛飾区教育委員会事務局総合教育センター教育支援課（「17 提出先・問い合わせ先」参照）に、土曜・日曜・祝祭日を除く9時から17時までの間に持参すること。その際、持参する提案書類は製本せず、ファイル等に綴じて提出すること。

なお、持参する前日までに、上記宛先の担当宛てに必ず事前予約をすること。事前予約がない場合は受け付けない。電話で事前予約を行う場合は、土曜・日曜・祝祭日を除く9時から17時までの間に行うこと。

イ また、上記宛先に、(2)アからオのデータを1通ずつ電子メールでも提出すること。その際、電子メールのタイトルを「【提案書提出】にほんごステップアップ教室運営等委託・会社（団体）名」とすること。

(4) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出した提案書の内容について、本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

11 質問の受付及び回答

(1) 本件に関する質問ができる者は、提案書提出者の通知を受けた事業者とする。

(2) 提案書等提出に係る質問は、「質問書（様式2）」に記入し、令和8年3月11日（水）から令和8年3月18日（水）正午（時間厳守）までに、葛飾区教育委員会事務局総合教育センター教育支援課（「17 提出先・問い合わせ先」参照）宛てに電子メールで行うこと。その際、電子メールのタイトルを「【質問】にほんごステップアップ教室運営等委託・

会社（団体）名」とすること。

- (3) 電話での質問は応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、区担当者から事業者へ電話で問い合わせをする。
- (4) 質問事項の回答は、令和8年3月19日（木）までに、提案書提出者の通知を受けた事業者全員に社名（団体名）を伏せ、電子メールで行う。

12 提案内容についてのプレゼンテーション・ヒアリングの実施

提案内容についてのプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) 実施時期（予定）

令和8年4月6日（月）から令和8年4月10日（金）まで

※ 日程については提案者へ電子メールで通知する。

(2) 時間配分

プレゼンテーション・ヒアリングは1社当たり90分とする。

（時間配分は、入室と準備に20分、プレゼンテーションに40分、質疑応答に15分、退室に15分の計90分）

(3) その他

ア プrezentationには、提案書以外の資料提示は行わないこと。

イ 会場には、プロジェクター、接続ケーブル（HDMIケーブル）、スクリーン、マイク、スピーカーを備えているため使用することができる。なお、パソコンは提案者が用意すること。

13 最優秀提案者の決定等

- (1) にほんごステップアップ教室運営等委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書による評価、機能要件適合表、ライフサイクルコストを審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、選定委員会の合議により最優秀提案者を決定する。
- (3) 選定結果については、提案事業者ごとに自己の結果のみを結果通知書により通知する。
- (4) 選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、採点結果等を含む。）については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表する。
- (5) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

14 最優秀提案者の決定時期

令和8年4月下旬予定

15 契約の締結等

- (1) 本委託業務の契約については、最優秀提案者と締結する。
- (2) 契約時期は、令和8年5月下旬を予定している。
- (3) 最優秀提案者が辞退又は特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、13(2)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉をする。

16 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
- (2) 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、参加資格を失う。

- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は、返却しない。
- (5) 区は提出された提出書類について、事業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (6) 提出書類は情報公開の対象となる。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。なお、提出された提案書の公開・非公開については、提案書の提出者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行った上で決定する。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び追加は認めない。ただし、区が差替えを求めた場合を除く。
- (8) 提案者は、最優秀提案者及び優秀提案者決定までの間、特別な理由がない限り、葛飾区立総合教育センター事務室内への立ち入りを禁止する。
- (9) 本件に係る契約締結は、令和8年第1回葛飾区議会定例会において審議される令和8年度予算の成立をその条件とする。

17 提出先・問い合わせ先

葛飾区教育委員会事務局総合教育センター教育支援課 担当：教育支援係 原・錠
〒125-0053 葛飾区鎌倉2丁目12番1号
電話：03（5668）7608
メールアドレス：281200@city.katsushika.lg.jp